

■沼津市公共施設照明LED化事業 募集要項等に関する質問への回答

令和7年12月5日公表

番号	該当資料・箇所	質問	回答
1	【募集要項】 12頁 6 応募に関する条件 2) 予定価格	11月に入りパナソニック、東芝、三菱の大手主要照明メーカーが2026年度1月～4月より平均15%の値上げを発表していますが、今回公募要項に示されている予定価格47億2,334万2千円は、募集設計時の値上げ前の市場価格を反映した価格でしょうか？また、提案価格も値上げ前の現状価格にての提案となりますでしょうか？ 以下大手メーカー発表資料 パナソニック https://www2.panasonic.biz/jp/lighting/price_info/ 東芝 https://www.tlt.co.jp/tlt/information/seihin/price/20251117/20251117.htm 三菱 https://www.mitsubishi-lighting.co.jp/news/251110_01.html	公募時の市場価格を反映した予定価格です。 また、提案価格も現在の市場価格での提案を想定しています。 なお、優先交渉権者決定後、市場価格の高騰が発生した場合は、発注者・受注者双方による協議にて対応します。
2	【事業契約書】 8頁 第24条3項	プロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、完成確認書の提出が必要となることが想定されます。 履行完了確認からどの程度の期間で完成確認書をご発行いただけますでしょうか。	完成確認を完了次第、早期に完成確認書面を発行する予定です。
3	【事業契約書】 19頁 第55条2項	契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨記載されておりますが、本事業契約の総額から算出すると莫大な違約金が必要となり、資金調達をする際に金融機関からリザーブ等が求められ、別途資金調達コストがかかることとなります。 違約金の算出根拠を「契約金額の10分の1に相当する額」ではなく、施設整備期間と維持管理期間のそれぞれに分け、PFI事業で一般的に用いられることが多い算出根拠である「施設整備費の10分の1に相当する額」および「契約解除時点を含む年度の維持管理業務に係る対価の10分の1」としていただけないでしょうか。	公表している事業契約書（案）は、たたき台としているものです。優先交渉権獲得後の契約協議事項としており、実態に沿った内容で柔軟に対応する予定としています。
4	【事業契約書】 18頁 第54条2項	貴市にお支払いいただく場合の既履行部分に相応する契約金額の全額には、既履行部分を形成する上で必要となつたSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解でよろしいでしょうか。	同上